

外国送金等の外国為替取引をご依頼のお客さまへ

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当行は、「外国為替及び外国貿易法」(以下、外為法) や米国O F A C 規制等に基づく経済制裁措置等の確実な実施のため、外為法第 17 条の規定に従い、お取引に関するご説明や資料のご提示をお願いして、お客さまの外国送金等の外国為替取引が、外為法に基づく支払規制、対外直接投資や役務取引に関する規制等に該当しないこと、および各国関連法規制に該当しないことを確認させていただいております。

つきましては、外国送金等の外国為替取引をご依頼の際は、最終的な資金の受取人（受益者）が北朝鮮居住者ではなく、受取人（受益者）の主な株主や取締役の中に北朝鮮居住者がいないこと、お取引の関係者や国・地域が経済制裁措置の対象（実質的に制裁対象者に対する支払等に該当する場合を含む）ではないこと、以下の＜主な規制対象取引＞に記載した外為法や米国O F A C 規制等の各国関連法規制の対象取引に該当しないこと（もしくは当局による許可・承認を受けていること）等をご確認のうえ、お取引の適法性をご申告くださいますようお願い申し上げます。

各種関連法規制等に抵触する、もしくは抵触するおそれのある、または実質的に制裁対象者に対する支払等に該当するお取引は受付しておりませんので予めご了承ください。

＜主な規制対象取引＞

1. 外為法に基づく支払等規制

(1) 経済制裁対象者関連の規制（支払規制）

- ①タリバーン関係者等、テロリスト等、クリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」またはウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者などに対する支払およびこれら対象者などによる本邦から外国への支払



- ②北朝鮮のミサイルまたは大量破壊兵器計画に関連する者、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者などに対する支払およびこれらの対象者などによる本邦から外国へ向けた支払

※詳細は、以下のURLまたは右のQRコードより、財務省ホームページをご確認ください。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

(2) 特定国（地域）に係る支払規制

- ①北朝鮮に住所・居所を有する個人、主たる事務所を有する法人・団体に対する支払
②北朝鮮に主たる事務所を有する法人・団体の外国にある支店・出張所・事務所に対する支払
③上記①により実質的に支配されている法人・団体に対する支払

(3) 特定の目的に係る支払等（支払・支払の受領）の規制

- ①北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引または行為に係る支払等
②イランの核活動に寄与する目的で行う取引または行為に係る支払

(4) 対外直接投資の事前届出業種を事業として行う「法人格のない海外パートナーシップ」の事業活動資金の支払に対する規制

- ①居住者が他の居住者または非居住者と共同して設立する組合その他の団体（外為省令第 21 条に定める対外直接投資の事前届出業種に該当する事業を行うものに限る）による外国における事業活動に充てるための支払
②居住者が他の居住者または非居住者と共同して設立する組合その他の団体によるロシア連邦における事業活動に充てるための支払
③居住者がロシア連邦に住所・居所を有する者、もしくはロシア連邦の法令に基づいて設立された法人等、またはこれらの者に実質的に支配されている法人等と共同して設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための支払

(5) 特定の取引等に係る支払等（支払・支払の受領）の規制

<北朝鮮関連>

- ①北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入に係る支払
- ②貨物の原産地、船積地域または仕向地が北朝鮮である仲介貿易取引に係る支払等
- ③北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う資本取引または金融サービス等に係る支払等

※お取引の関係者の住所・所在地、貨物の船積地(仲介貿易はさらに仕向地)等が、北朝鮮近隣の中国東北3省(黒竜江省、吉林省、遼寧省)の場合や商品がうに、あさり、さるとりいばらの葉、まつたけ、赤貝、うにの調整品、なまこの調整品、えび、しじみ、はまぐり、あわび、かれい、ずわいがに、ひらめ、けがに、たこ等の場合、北朝鮮関連規制に該当しないことを確認するため、「原産地証明書」「売買契約書」「インボイス」「輸入許可通知書」など、お取引に関する資料をご提示いただきます。

<イラン関連>

- ④イラン関係者(イラン政府、イラン国籍の非居住者またはイラン法令に基づき設立された法人等)による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式または持分の取得等(対内直接投資等に該当するもののほか、対内直接投資等に該当しない場合のこれらの者への当該株式または持分の譲渡を含む)に係る支払等

<ロシア・ベラルーシ関連>

- ⑤後記「2. 外為法に基づくウクライナ情勢をめぐる措置」参照

2. 外為法に基づくウクライナ情勢をめぐる措置

※各国関連法規制等により、ロシア・ベラルーシ等に関連するお取引は受付できない場合がございます。

(1) 特定の個人・団体^(注)に対する資産凍結等の措置（支払規制）

- ①ロシア連邦およびベラルーシ共和国の個人・団体に対する資産凍結等の措置
- ②両国以外の国(アラブ首長国連邦、キプロス共和国等)の団体に対する資産凍結等の措置
(注) 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦およびベラルーシ共和国の団体(ロシア連邦中央銀行、ロシア連邦国民福祉基金等を除く。)により株式の総数または出資の総額の50%以上を直接所有されている団体も対象。これらの団体には、ロシアまたはベラルーシの銀行が含まれており、制裁対象銀行を経由する仕向・被仕向送金については、基本的に当該銀行への支払を伴うことになるため、措置の対象となります。

※外国送金のお受取人および関係銀行が上記特定の個人・団体に該当しないことをご確認ください。

(2) ロシア連邦の特定銀行、ロシア政府等による証券の発行等の禁止措置に係る支払等（支払・支払の受領）

- ①ロシア連邦の政府その他政府機関等が発行した証券の取得または譲渡
- ②ロシア連邦の政府その他政府機関等またはロシア連邦の特定銀行等(当該銀行により株式総数または出資総額の50/100以上を直接に所有されている団体(本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。)を含む。)による本邦における証券の発行もしくは募集または当該発行もしくは募集のための労務または便益の提供

※外国送金の目的が上記の証券取引関係・役務取引関係に該当しないことをご確認ください。

(3) 特定品目の輸出入、特定団体への輸出の禁止措置（以下は規制の一部を記載しています）

- ①ウクライナ(クリミア自治共和国、セヴァストーポリ特別市、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)を原産地及び仕向地とする場合に限る。)との輸出入を禁止する措置
- ②ロシア連邦およびベラルーシ共和国との間の特定品目の輸出入禁止措置
- ③ロシア連邦およびベラルーシ共和国の特定団体、両国以外の国(アラブ首長国連邦、アルメニア、中国、インド、カザフスタン、シリア、ウズベキスタン等)の特定団体との輸出等禁止措置
※上記輸出入は、当局による許可・承認が必要となることにご留意ください。

(4) 特定技術の提供、特定団体への技術提供、ロシア連邦向け特定サービスの提供の禁止措置に係る支払等（支払・支払の受領）

- ①ロシア連邦およびベラルーシ共和国の居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供
- ②ロシア連邦・ベラルーシ共和国および両国以外の国の特定団体に対する技術の提供
- ③ロシア連邦の居住者等に対する信託業に係る労務または便益の提供または当該者から受託する信託契約

- ④ロシア連邦の法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業に係る労務または便益の提供、建築サービスおよびエンジニアリング・サービスに係る労務または便益の提供(③・④は、本邦居住者による出資比率が10%以上の法人等、本邦居住者との間に永続的な経済関係がある法人等に対し提供するものを除く。)

※外国送金の目的が上記技術提供関係・役務取引関係に該当しないことをご確認ください。

(5) ロシア連邦に対する対外直接投資の禁止措置に係る支払等(支払・支払の受領)

- ①ロシア連邦において行われる事業に係る対外直接投資に係る支払等
- ②ロシア連邦の法人等およびロシア連邦の法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資に係る支払
(出資比率が10%以上の外国法人に対するものなど、外国法人等と永続的な経済関係を樹立するために行われる証券の取得、金銭の貸付、支店・工場等の設置・拡張に係る資金の支払が規制の対象。居住者が非居住者と共同設立する組合その他の団体への上記①・②の支払も規制の対象。)

※外国送金の目的が上記対外直接投資の禁止措置に該当しないことをご確認ください。

(6) 上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする原油・石油製品の購入または輸送に関連する金銭貸付契約または債務保証契約およびこれらに係る支払

※上記輸入および関連サービスの提供は、当局による許可・承認が必要となることにご留意ください。

3. 米国OFAC規制

米国の財務省外国資産管理室(OFAC)は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、OFAC規制と呼ばれる取引禁止や資産凍結などの措置を講じています。OFAC規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済される米ドル建取引が規制の適用を受けます。**本邦で受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象**となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

【OFAC規制上の理由により、当行で受け付けできないお取引】

(1) 以下の①、②いずれかに該当する米ドル建のお取引

- ①お取引の当事者^(注1)の所在地・関係国・関係地等に、イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)が含まれている場合
- ②米国政府により特定されているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの制裁対象者^(注2)が関与するお取引
(注1) お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行、船会社、航空会社、輸送船、航空機、荷揚／積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者(運営会社)等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。
- (注2) 制裁対象者には、①に記載の国・地域のほか、ベネズエラの政府・政府関係者等、ベラルーシ、ミャンマー、ロシアなどの制裁対象者を含みます。

(2) 米ドル建以外であっても、上記①、②のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引

米国金融機関(在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む)、米国法人(米国外の米国籍の法人を含む)、米国人、米国内に所在する者(米国内の外国法人・外国人を含む)が関与するお取引

なお、お取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼頂いたお取引がOFAC規制に該当する恐れがある場合には、当行よりお取引内容を確認させて頂き、その結果によっては、当行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがあります。また、お取引内容の確認については、米国金融機関が独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力ををお願い致します。

OFAC規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFACに対する凍結解除の申請等、然るべきご対応を頂く必要がございますので、予めご承知置きください。

※OFAC規制の詳細については、以下のURLまたは右のQRコードより、アメリカ合衆国財務省のホームページをご確認ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>



以上

書式集 102660 (2024.07)